

平成 26 年度 市町決算の概要

1 決算規模

平成 26 年度の市町の決算規模は、歳入、歳出ともに前年度決算額を下回ったものの、いずれも過去 2 番目の規模となった。

歳入においては、地方税は増加したものの、地方債、国庫支出金等が減少したことにより、前年度比88億92百万円の減少(▲1.5%)となった。

歳出においては、扶助費は増加したものの、積立金、補助費等が減少したことにより、前年度比94億11百万円の減少(▲1.7%)となった。

平成 26 年度の県内市町の普通会計決算額は、

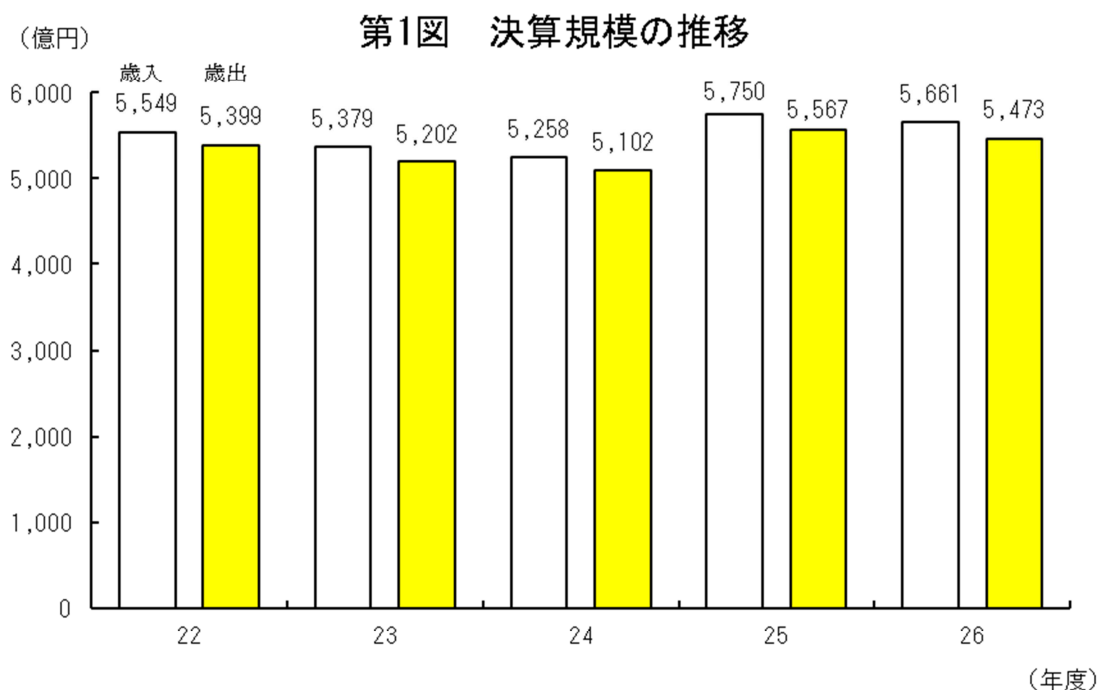
歳入 5,660 億 80 百万円 (前年度 5,749 億 72 百万円)

歳出 5,473 億 21 百万円 (前年度 5,567 億 32 百万円)

であり、前年度に比べると、歳入が 88 億 92 百万円 (対前年度比 1.5%減) 減少、歳出が 94 億 11 百万円 (同 1.7%減) 減少した。団体区分別にみると、歳入が都市で 1.4%減、町で 3.0%減、歳出が都市で 1.5%減、町で 3.7%減となっている。

歳入の減少については、法人住民税や固定資産税の増加等により地方税は増加した一方で、第三セクター等改革推進債の皆減等により地方債が減少したことや、地域の元気臨時交付金の皆減等により国庫支出金が減少したこと等によるものである。

歳出の減少については、扶助費が増加した一方で、地域の元気臨時交付金にかかる基金積立や平成 25 年度に実施した土地開発公社の解散に伴う第三セクター等改革推進債を活用した代位弁済が皆減したこと等によるものである。



2 決算収支

市町全体の実質収支は黒字であり、全団体が32年連続で黒字を計上している。なお、単年度収支については2年連続の黒字である。

実質単年度収支は10年連続で黒字を計上し、財政調整基金の取崩額が増加し、単年度収支、財政調整基金積立金、繰上償還金が減少したことにより、前年度より黒字幅が大幅に減少した。

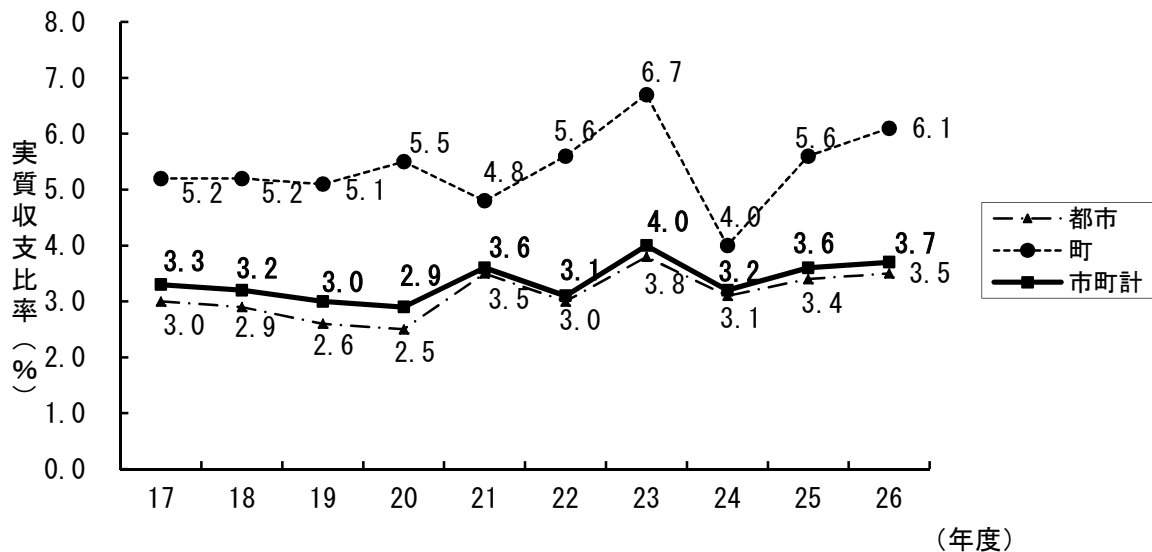
(1) 実質収支

平成26年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、187億60百万円の黒字で、これから翌年度に繰り越すべき財源65億14百万円を控除した実質収支は、122億46百万円の黒字となっている。

黒字額は、前年度（119億89百万円）に比べ2億56百万円増加しており、昭和58年度以降32年連続して全団体が黒字となっている。

実質収支比率（標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する実質収支額の割合）は、都市が3.5%、町が6.1%で、市町全体では3.7%（前年度3.6%）となっている。

第2図 実質収支比率の推移



(2) 単年度収支

平成26年度実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は、都市・町とも黒字で、県計では2億5百万円の黒字となっている。

また、赤字の団体数は、19団体中10団体（7市3町）となっている。

(3) 実質単年度収支

実質単年度収支（単年度収支額に財政調整基金への積立額および地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額）は、都市・町とも黒字で、県計では54億81百万円の黒字となっている。前年度との比較では、財政調整基金の取崩額が増加し、単年度収支、財政調整基金積立金、繰上償還金が減少したことから、黒字幅が縮小（66億96百万円減）している。

3 歳 入

平成 26 年度の歳入決算額は、5,660 億 80 百万円で、前年度に比べ 88 億 92 百万円、1.5%減少している。

これは、地方税が前年度比 45 億 94 百万円、2.2%増加した一方で、第三セクター等改革推進債の皆減等により地方債が前年度比 252 億 13 百万円、31.1%減少、地域の元気臨時交付金の皆減等により国庫支出金が前年度比 19 億 75 百万円、2.6%減少となったこと等による。

なお、歳入に占める一般財源の構成比は、地方税の増加等により前年度より 1.9 ポイント上昇し、59.3%となった。

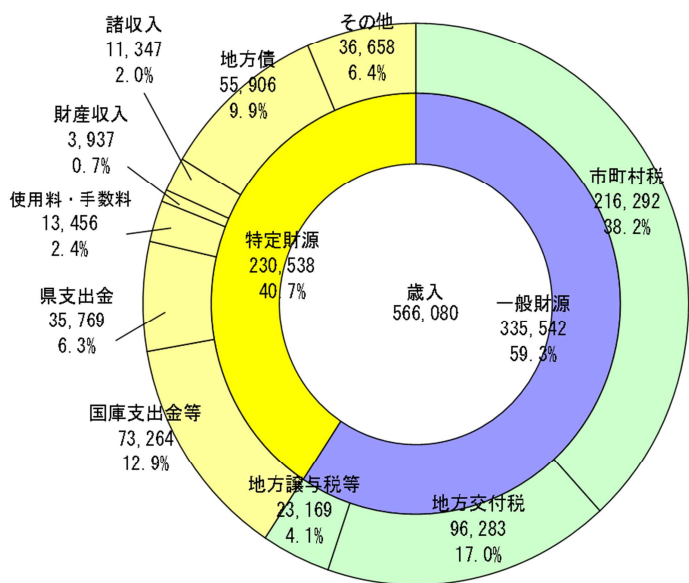
(1) 歳入構造

歳入決算額の内訳をみると、市町村税：2,162 億 92 百万円（歳入総額に占める構成比 38.2%）、地方交付税：962 億 83 百万円（同 17.0%）、国庫支出金：732 億 64 百万円（同 12.9%）、地方債：559 億 6 百万円（同 9.9%）が主なものである。

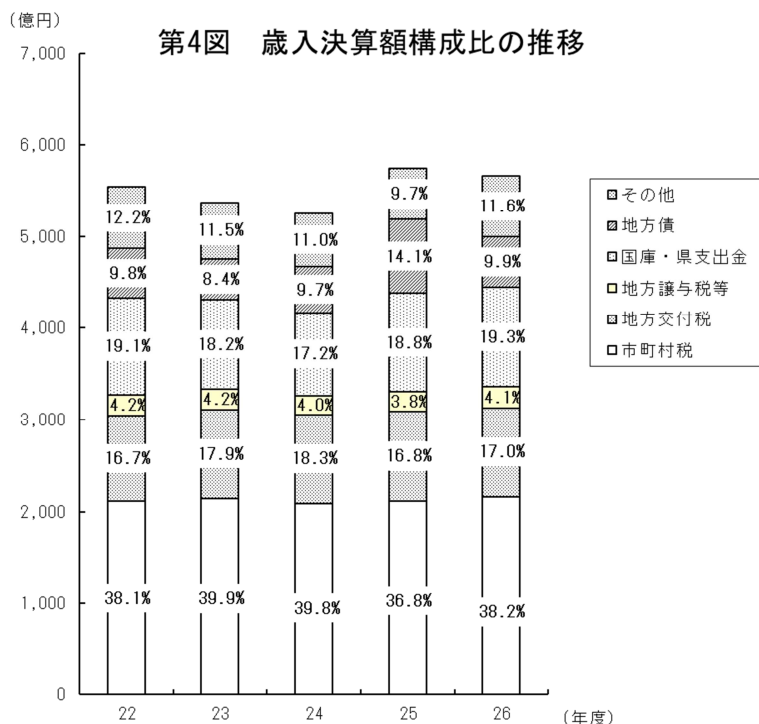
団体区分別に歳入総額に占める構成比の上位 3 科目をみると、都市においては、市町村税：38.4%（前年度 37.0%）、地方交付税：16.7%（同 16.5%）、国庫支出金：13.2%（同 13.1%）に対し、町においては、市町村税：36.1%（同 34.4%）、地方交付税：21.0%（同 20.6%）、国庫支出金：9.0%（同 12.3%）となっており、都市においては市町村税の占める割合が町より 2.3 ポイント高くなっているのに対して、町においては地方交付税の占める割合が都市より 4.3 ポイント高くなっているなど、町は都市より依存財源の占める割合が高くなっている。

また、市町村税、地方交付税および地方譲与税等の一般財源は、3,355 億 42 百万円で、前年度に比べ 57 億 37 百万円、1.7%増加しており、歳入総額に占める構成比では、59.3%と前年度（57.4%）から 1.9 ポイント上昇した。

第3図 歳入の状況



第4図 歳入決算額構成比の推移



(2) 歳入項目別の状況

市町村税は、法人住民税や家屋に係る固定資産税の増加等により、前年度比2.2%増、45億94百万円の増加となった。

地方交付税は、特別交付税が減少したことにより、前年度比0.3%減、3億35百万円の減少となった。臨時財政対策債は前年度比7.4%減の270億97百万円であった。

国庫支出金は、地域の元気臨時交付金の皆減等により、前年度比2.6%減、19億75百万円の減少となった。

地方債は、第三セクター等改革推進債の皆減等により、前年度比31.1%減、252億13百万円の減少となった。

自主財源と依存財源の構成状況は下表のとおりであり、自主財源比率は前年度比3.3ポイント上昇し49.8%となった。この主な要因は、市町村税等の自主財源が増加したことに加え、依存財源も減少したことによるものである。

自主財源と依存財源の構成状況

(単位 百万円、%)

区 分	平成 26 年度		平成 25 年度		比較	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	(A) - (B)	(A) - (B) / (B)
自 主 財 源	281,690	49.8	267,485	46.5	14,205	5.3
市 町 村 税	216,292	38.2	211,698	36.8	4,594	2.2
諸 収 入	11,347	2.0	11,311	2.0	36	0.3
使用料・手数料	13,456	2.4	13,570	2.4	▲114	▲0.8
そ の 他	40,595	7.2	30,906	5.4	9,689	31.3
依 存 財 源	284,390	50.2	307,487	53.5	▲23,097	▲7.5
地 方 交 付 税	96,283	17.0	96,617	16.8	▲335	▲0.3
国庫・県支出金	109,033	19.3	108,035	18.8	998	0.9
地 方 債	55,906	9.9	81,119	14.1	▲25,213	▲31.1
そ の 他	23,168	4.1	21,716	3.8	1,452	6.7
合 計	566,080	100.0	574,972	100.0	▲8,892	▲1.5

4 歳 出

平成 26 年度の歳出決算額は、5,473 億 21 百万円で、前年度に比べ 94 億 11 百万円、1.7%減少している。

目的別構成比では、民生費が全体の 3 分の 1 超 (34.7%) を占めており、教育費 (13.3%)、総務費 (12.4%)、公債費 (11.1%) がこれに続いている。

性質別では、「義務的経費」が、扶助費および人件費の増により前年度比 3.2%増、2,574 億 68 百万円、「投資的経費」が、その大半を占める普通建設事業費の増により、前年度比 1.9%増の 816 億 68 百万円となった。

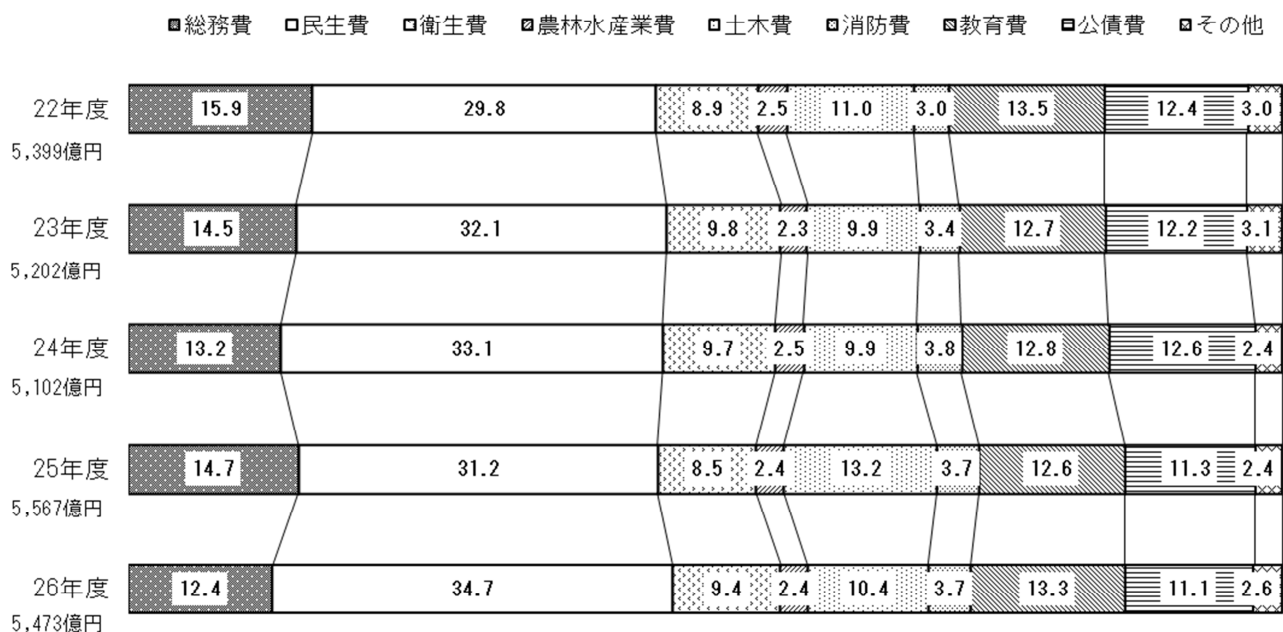
(1) 目的別歳出の状況

歳出総額に占める構成比は、民生費（歳出総額に占める構成比 34.7%）が最も高く、教育費（同 13.3%）、総務費（同 12.4%）、公債費（同 11.1%）と続いている。民生費は平成 14 年度以降 13 年連続で最も高い構成比となっており、4 年連続で 30%を上回っている。

決算額の前年度比では、民生費は、子育て世帯臨時特例給付金支給事業および臨時福祉給付金支給事業の創設等により、前年度比162億90百万円の増となった。教育費は、学校給食センター整備事業費の増等により前年度比29億円の増、総務費は、土地開発公社の解散に伴う第三セクター等改革推進債を活用した代位弁済（平成25年度実施）の皆減等により前年度比143億63百万円の減、公債費は、地方債元利償還金の減少により前年度比22億48百万円の減となった。また、災害復旧費は、平成25年9月に発生した台風18号災害への対応等により、前年度比10億16百万円の増となった。

10 年前 (平成 16 年度) の決算額と比較すると、決算額全体が 11%の増となる中、民生費は 67%増、消防費は 21%増となっており、一方で農林水産業費は 41%減となっている。

第 5 図 目的別歳出決算額構成比の推移



(2) 性質別歳出の状況

歳出決算額の性質別内訳は、義務的経費 2,574 億 68 百万円(歳出総額に占める構成比 47.0%)、投資的経費 816 億 68 百万円(同 14.9%)、一般行政経費 1,347 億 32 百万円(同 24.6%)となっている。

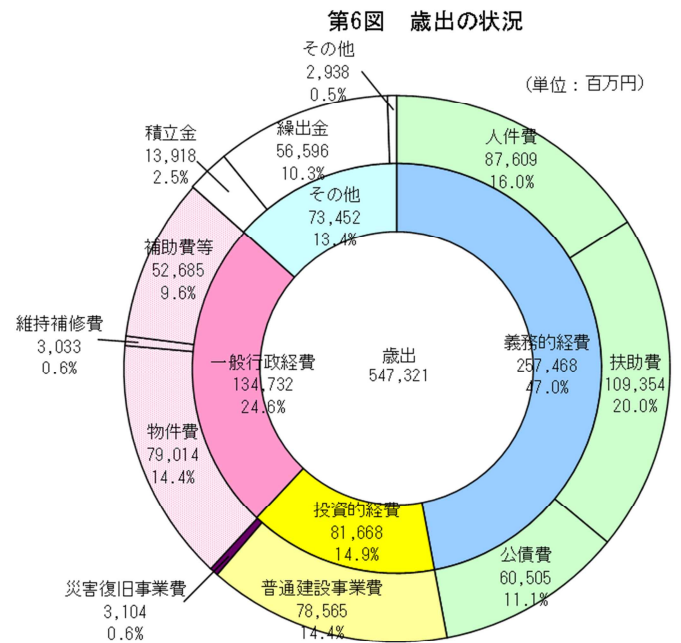
前年度と比べると、義務的経費の割合は 2.2 ポイント増、投資的経費が 0.5 ポイント増、一般行政経費が 2.1 ポイント減となっている。

義務的経費のうち、人件費は地方公務員給与費の臨時特例に基づく給与費削減の終了による給与関係経費の増加等により前年度に比べ 2.5%の増となった。また、扶助費は、子育て世帯臨時特例給付金支給事業および臨時福祉給付金支給事業の創設等により前年度に比べ 8.1%の増となり、14 年連続の増加となった。

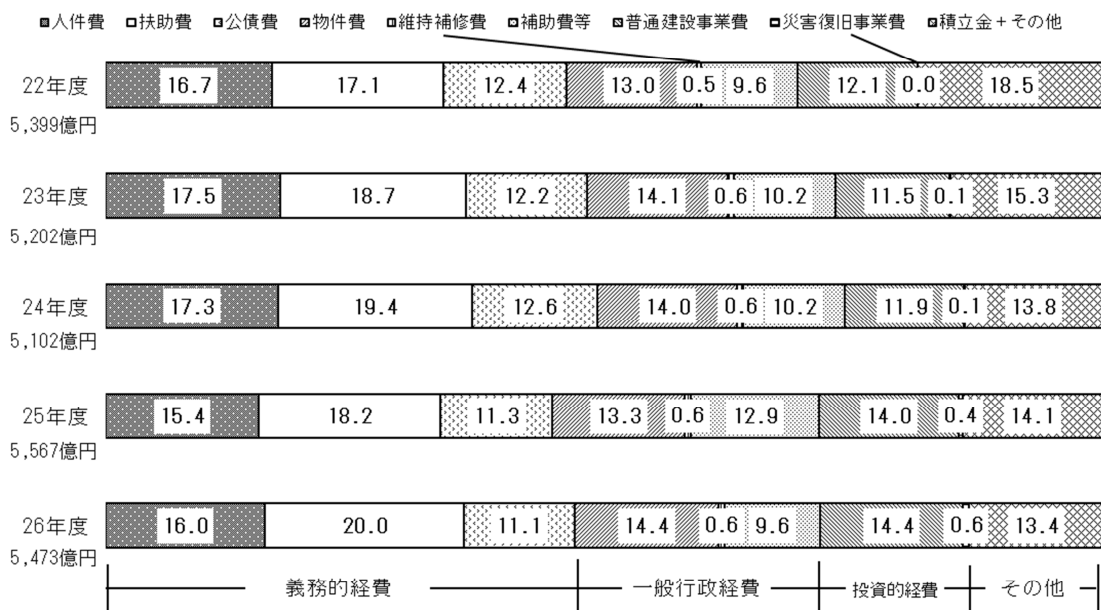
投資的経費のうち、普通建設事業費は認定こども園・小学校の施設整備費や学校給食センター整備事業費等の増加により 0.6%増となった。また、災害復旧費は、平成25年9月に発生した台風18号災害への対応等により、48.7%増となった。

一般行政経費については、補助費等が土地開発公社の解散に伴う第三セクター等改革推進債を活用した代位弁済(平成25年度実施)の皆減等により 26.5%の減となった。

また、10年前(平成16年度)の決算額と比較すると、決算額全体が11%の増となる中、義務的経費は 23%の増となっている。内訳としては、人件費は12%減となっているものの、扶助費は社会保障関係経費の増等により 111%の大幅増となっている。一方で投資的経費は 11%の減となっている。



第7図 性質別歳出決算額構成比の推移



5 財政構造の弾力性

財政構造の弾力性を示す経常収支比率について、分子である経常的経費充当一般財源が人件費の増等により増加した結果、88.3%（都市88.3%、町88.5%）と前年度より1.5ポイント上昇した。

(1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして、一般的に経常収支比率が用いられている。

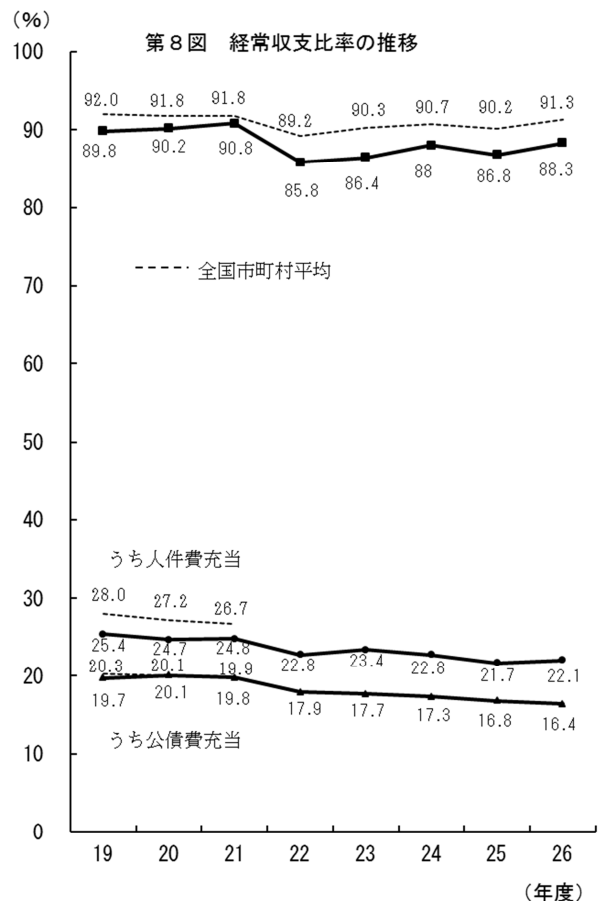
これは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源等に対する割合を示すものであり、この比率が低いほど財政に弾力性があることを示している。

平成26年度の経常収支比率は、分子である経常的経費充当一般財源が人件費の増等により増加したことから、前年度の86.8%に比べて1.5ポイント上昇し、88.3%となった。

経常収支比率の内訳として、人件費に充当されたものの比率は22.1%で、前年度に比べ0.4ポイントの上昇、公債費に充当されたものの比率は16.4%で、前年度に比べ0.4ポイントの低下となっている。

経常収支比率を段階別で見ると、90%を上回る団体は6団体となった。

団体別の経常収支比率の前年度との比較では、16団体において比率が上昇、2団体において低下した。



経常収支比率の段階別団体分布

年度	率	~70	70~75	75~80	80~85	85~90	90~95	95~100	100~
22		0	0	2	4	11	1	1	0
23		0	0	1	8	5	5	0	0
24		1	0	0	4	9	5	0	0
25		0	0	1	5	10	3	0	0
26		0	0	0	5	8	5	1	0

6 将来にわたる実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担（地方債現在高＋債務負担行為額－積立金現在高）は、積立金現在高が増加したものの、地方債現在高および債務負担行為額が増加したため、全体としては、前年度比 4.1%増加し、4,996 億 4 百万円となった。

地方債現在高は、臨時財政対策債の現在高増等により、前年度比 0.4%増加した。

また、積立金現在高は、財政調整基金、減債基金の増等により、総額では前年度比で 2.3%増加した。

(1) 地方債現在高の状況

平成 26 年度末の地方債現在高は、5,621 億 24 百万円であり、前年度末(5,596 億 84 百万円)に比べると 24 億 39 百万円増加した。地方債現在高は臨時財政対策債の現在高増等により、増加となった。

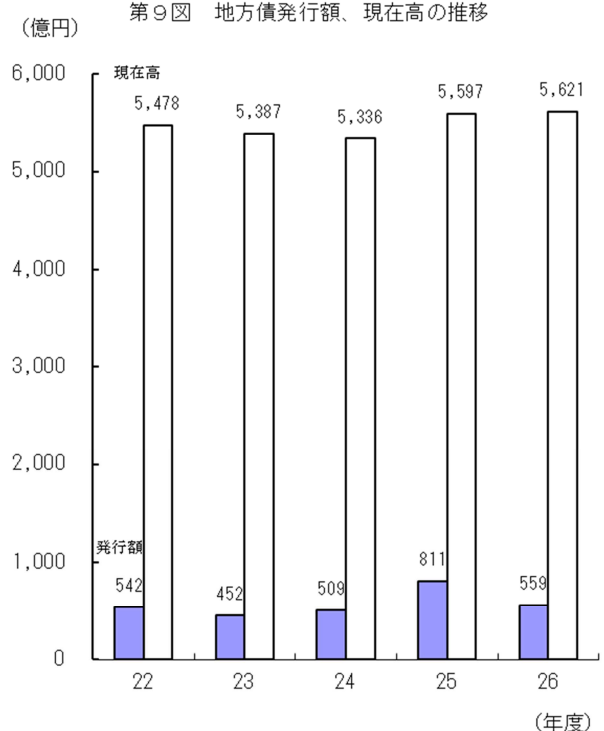
地方債現在高のうち、平成 13 年度以降発行されている臨時財政対策債の占める割合が年々増加し、2,300 億 64 百万円となっている。

なお、住民一人当たりの地方債現在高は、395,488 円(前年度 394,147 円)となっている。

地方債現在高の目的別構成比をみると、臨時財政対策債(40.9%)、一般単独事業債(31.1%)、学校教育施設等整備事業債(7.5%)が主なものである。

借入先別内訳をみると、財政融資資金(35.0%)、市中銀行(21.9%)、地方公共団体金融機構資金(14.3%)、旧郵政公社資金(5.9%)等となっている。

第9図 地方債発行額、現在高の推移



(2) 積立金現在高の状況

平成 26 年度末の基金残高は、1,818 億 76 百万円であり、前年度末(1,777 億 81 百万円)に比べると 40 億 95 百万円増加し、5 年連続の増加となった。

基金別の内訳をみると、財政調整基金(現在高 563 億 72 百万円)は前年度末に比べて 19 億 36 百万円の増加、減債基金(現在高 345 億 76 百万円)は 15 億 23 百万円の増加、その他特定目的基金(現在高 909 億 28 百万円)は 6 億 36 百万円の増加となった。

(3) 債務負担行為による翌年度以降支出予定額の状況

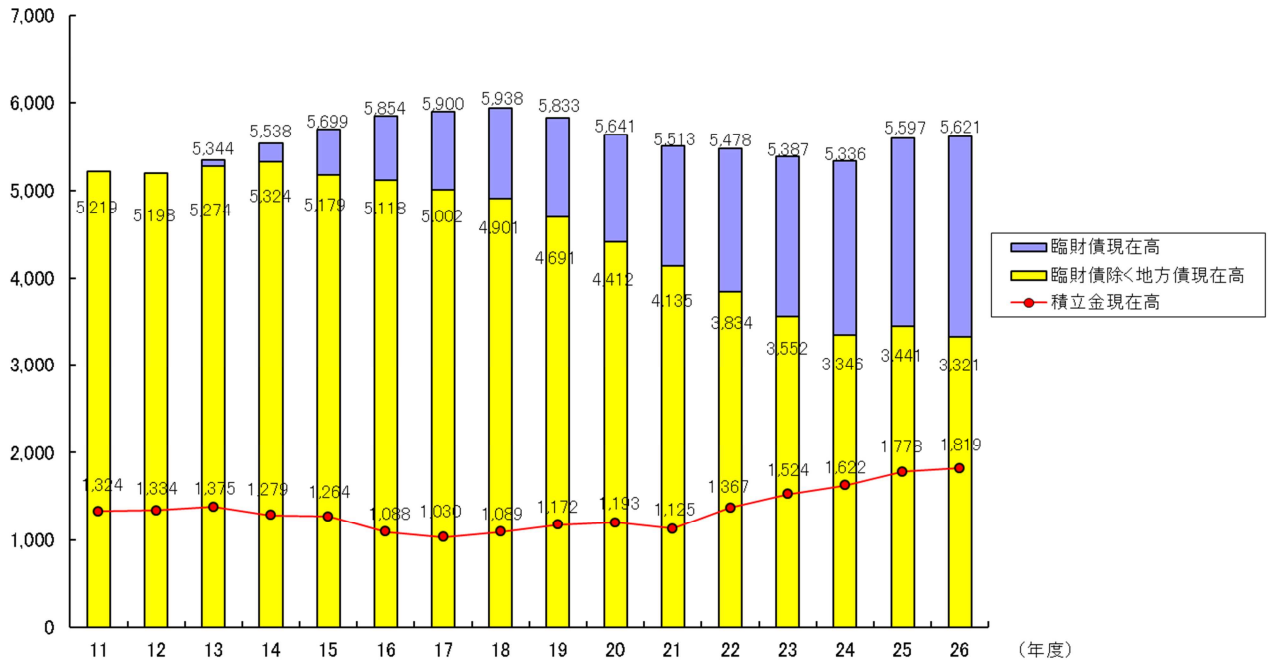
平成 26 年度末の債務負担行為による翌年度以降支出予定額は、1,193 億 56 百万円であり、前年度末(980 億 51 百万円)に比べると 213 億 5 百万円増加している。

なお、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた実質的な財政負担は、4,996 億 4 百万円となり、前年度(4,799 億 54 百万円)から 196 億 50 百

万円、4.1%増加した。

(億円)

第10図 地方債現在高・積立金現在高の推移



7 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率

平成 19 年 6 月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が公布され、地方公共団体は、平成 19 年度決算から健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務づけられた。

平成 20 年度決算からは、健全化法の全面施行を受けて、比率が指標ごとに定められた早期健全化基準、財政再生基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられている。

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内・全国ともに実質赤字が生じた市町はない。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 11.25%～15%とされており、財政規模が小さい団体ほど高くなる。また、財政再生基準は 20%とされている。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足比率）の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内で連結実質赤字が発生している市町はないが、全国では 1 団体で発生している。うち早期健全化基準以上の団体はなし。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 16.25%～20%とされており、財政規模が小さい団体ほど高い。また、財政再生基準は 30%とされているが、平成 20 年度および平成 21 年度決算は 40%、平成 22 年度決算は 35%、平成 23 年度決算から 30%と段階的に引き下げられている。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は、8.6%（都市 8.7%、町 7.4%）となり、前年度に比べて 0.9 ポイント低下している。

なお、地方債協議制度において許可団体とされる、実質公債費比率が 18%以上の団体はない。

実質公債費比率は、地方債協議制度の導入に伴い、すでに平成 18 年度から導入されており、健全化法においても健全化判断比率として採用されている。

一般会計等が負担する公債費（元利償還金）および公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの（準元利償還金）の標準財政規模に対する比率を表し、前 3 年度（平成 24 年度から平成 26 年度）の平均値で表している。

平成 18 年度から地方債は、許可制度から協議制度へと移行しているが、早期の財政健全化への取

組を促すための措置（早期是正措置）の一つとして、18%以上の団体は、地方債の発行に際し、公債費負担適正化計画を策定の上、引き続き許可が必要となる。県内において18%以上の団体はない。

早期健全化基準については、25%とされており、財政再生基準は35%とされている。

県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国では、財政再生基準以上の団体が1団体ある。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は、18.0%であり、前年度に比べて5.2ポイント低下した。

健全化法において新たに定義された指標であり、一部事務組合、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す。

なお、自治体の貯金に当たる基金や公債費に充てる特定財源分（公営住宅の使用料、都市計画事業関連地方債償還に充当する都市計画税等）、地方債現在高に係る普通交付税算入見込額は、将来負担額から控除できる。

早期健全化基準は、350%とされており、財政再生基準は設けられてない。

県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国において早期健全化基準以上の団体は1団体となっている。

(5) 早期健全化基準および財政再生基準

県内で早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなし。

県内市町において、早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなかったが、平成20年度決算より、この基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられることとなった。

なお、平成26年度決算において、全国では以下のとおり早期健全化基準以上の団体があった。

- | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| ・実質赤字比率 | 0団体（0団体） | ・連結実質赤字比率 | 0団体（0団体） |
| ・実質公債費比率 | 1団体（1団体） | ・将来負担比率 | 1団体 |

※（ ）内はうち財政再生基準以上の団体数。将来負担比率については「財政再生基準」はなし。